

公立医療機関等に対する支援策を求める意見書

2025年3月に日本医師会と6病院団体は合同声明を発表し、医療機関経営が厳しさを増すなか、2026年度診療報酬改定に向けて「賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組み」の導入を訴えた。

現在、医療機関の経営は物価高騰、人件費の増加や消費税分の持ち出しなどの影響により、業務に要する費用が大きく増加し、非常に厳しい状況に置かれている。2024年度に診療報酬改定が行われたが、原材料費や輸送費などの急激な物価高騰のため、診療報酬による収入では、費用の増加分を賄うことができない状況であり、経営努力だけで対応することには限界がある。

診療報酬は公定価格であり、費用増加分を価格に転嫁できないことから、経常損失が生じた公立病院の割合は2022年度の約3割から2023年度には約7割と急増し、2024年度には8割を超え、急速に経営状況が悪化している。

こうしたなか、公立医療機関は、僻地での医療、救急・小児・周産期・災害・精神など採算性の低い分野の医療、高度・先進医療や感染症対応など地域に不可欠な政策医療を担っている。さらに近隣自治体からの救急搬送や他医療機関からの紹介患者の受け入れを行うなど地域医療の中核としての役割を果たしている。人件費が増加するなか、特に急性期病院では、医療の高度化に伴う薬剤、医療機器や診療材料の価格高騰などが収支の悪化を招き、多くの自治体病院では地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても経常収支がマイナスとなっている。

こうした状況が続ければ、地域で必要とされる診療の提供が困難となるばかりか、地域全体の医療体制が崩壊し、住民の生命と健康が脅かされる事態も懸念される。

よって、本市議会は国に対し、公立医療機関等が持続的に地域医療を提供できるよう、下記事項について早急に検討・実施されることを強く求めるものである。

記

1 2026年度診療報酬改定において賃金・物価の上昇を反映した改定を行

うとともに、公立医療機関等の経営の現状を考慮し当面の経営上の危機を回避するためにも報酬改定を待つことなく緊急的な財政支援措置を講じること。

2 診療報酬制度における入院基本料について、実態に即した評価を行い必要に応じて2024年度改定時まで遡及して措置を講じること。

3 資金繰りの円滑化に資するため地方債を含めた幅広い財政支援を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長